

国民年金保険料 納付免除・若年者納付猶予 の申請について

(学生の方は、学生納付特例制度をご利用ください)

国民年金保険料の納付が経済的に困難な場合、保険料の納付が「免除」または「猶予」される制度があります。

この制度を利用することで、将来の年金受給権の確保だけでなく、万一の事故などにより障害を負ったときの障害基礎年金の受給資格を確保することができます。

①免除（全額免除・一部免除）申請

本人、配偶者（別居中の配偶者を含む）、世帯主それぞれの前年所得（過去の年度分については、前々年や前々々年所得等）が一定額以下の場合や失業等の理由がある場合、申請により保険料の納付が全額免除または一部免除となります。（一部免除の場合、減額された保険料を納付しないと一部免除が無効となり、未納期間となりますので、必ず減額された保険料を納付してください。）

〈全額免除となる所得の目安〉 …… { (扶養親族の数 + 1) × 35万円 } + 22万円

②若年者納付猶予申請

30歳未満の方（学生を除く）で、本人、配偶者（別居中の配偶者を含む）それぞれの前年等の所得が一定額以下（全額免除の所得基準と同じ）の場合に、申請により保険料の納付が猶予されます。

※ ①の免除を受けた期間は将来の老齢基礎年金の額が増額（国庫負担分が反映）されますが、②の納付猶予を受けた期間は老齢基礎年金の額は増額されません。

※ 免除（全額・一部）または猶予が承認されると、付加年金および国民年金基金はご利用できませんのでご注意ください。また、付加年金および国民年金基金は、過去にさかのぼっての加入ができません。

【申請時の注意点】

● 免除等が申請できる期間

- ・ 過去期間……申請書が受理された月から2年1カ月前（すでに保険料が納付済の月を除く）まで。
- ・ 将来期間……翌年6月（1月～6月に申請したときは、その年の6月）分まで。

ただし、1枚の申請書で申請できるのは、7月から次の年の6月までの12カ月間となりますので、必要に応じて複数の申請書を提出してください。（免除等の1年度 = 7月～翌年6月）

例：平成27年5月に、平成25年4月から平成27年6月までの期間を申請する場合、

①平成24年度分（平成25年4月～25年6月）

②平成25年度分（平成25年7月～26年6月）

③平成26年度分（平成26年7月～27年6月）の3枚の申請書が必要となります。

なお、この例の場合は、平成25年3月以前は時効により申請できません。

※ 過去期間は2年1カ月前まで申請できますが、申請が遅れると障害年金を受け取れないなどの不利益が生じる場合がありますので、すみやかに申請をしてください。

● 添付書類

必要な添付書類は、本人控の裏面の「2. 添付書類について」をご確認ください。

【申請書の提出先】

- この申請書の提出先は、住所地の市区役所・町村役場の国民年金担当窓口、または年金事務所（郵送による提出も可能）です。
- 3枚目は本人控ですので、お手元に保管してください。
- ※ 郵送の場合、受付印のある本人控が必要な方は、2枚目3枚目と一緒に、宛名の記入と所要額の切手を貼付した返信用封筒を同封してください。受付印を押印のうえ「本人控」をご返送いたします。

【申請書提出後の注意点】

- 審査後に決定通知書を送付します。決定通知書が届くまでの間は、文書や電話、訪問により保険料の納付をご案内する場合がありますので、あらかじめご了承ください。
- 納付のご案内は、当機構から委託された民間事業者が、平日だけでなく、土日や夜間も行っています。

3枚目 本人控 の裏面の注意事項も必ずお読みください。

※免除・納付猶予の申請年度は7月から翌年6月までです。

国民年金保険料免除・納付猶予申請書

日本年金機構理事長 あて 平成〇〇年〇〇月〇〇日

以下のとおり免除・納付猶予を申請します。
また、配偶者及び世帯主の記入に漏れがないこと、前年所得の記入内容に誤りがないことを申し立てします。
この申請に必要な本人、配偶者及び世帯主に関する情報（所得情報、生活保護受給情報等）の確認について、市区町村（前住所地等を含む）及び日本年金機構に委託します。

〒123-4567

住所：〇〇市 〇〇町 〇〇 1-2-3

被保険者氏名： 国年 太郎 

(被保険者本人が自署した場合は押印は不要です)

「提出年月日・住所・被保険者氏名」欄

○提出年月日をご記入ください。

○後日、配偶者または世帯主の記入もれや前年所得に係る記入誤りが判明した場合は、さかのぼって免除等の承認が取り消し等となります。もう一度確認の上、署名または記名押印してください。

A. 基本情報	① 基礎年金番号	0 1 2 3 4 5 6 7 8 9	② 電話番号	① 自宅 ② 携帯電話 ③ 勤務先 ④ その他	00-0000-0000
	③ 被保険者氏名	(フリガナ) コクネン タロウ 国年 太郎	④ 被保険者生年月日	5. 昭和 ⑦ 平成	0 4 0 5 2 0 年 月 日
	⑤ 配偶者氏名	(フリガナ) コクネン ハナコ 国年 花子	⑥ 配偶者生年月日	5. 昭和 ⑦ 平成	0 4 0 8 1 0 年 月 日
	⑦ 世帯主氏名	(フリガナ) コクネン イチロウ 国年 一郎	※ 世帯主氏名は被保険者または配偶者以外が世帯主である場合にご記入ください。		
⑧ 特記事項	◆ 税申告された住所地（申告年の1月1日時点等）が現住所地と異なる場合は、その住所を記入してください。 ◆ 配偶者と住所が異なる場合は、配偶者の住所を記入してください。 ◆ 申請期間中の世帯状況に変更（結婚・離婚・世帯主変更等）があった場合は、変更事由、対象者氏名および変更年月日等を記入してください。 1月1日時点本人住所 〇〇県〇〇郡〇〇町〇—〇 配偶者住所 〇〇県〇〇市〇〇町〇—〇				

配偶者および世帯主について
○今年度分を申請する場合は、現在の配偶者・世帯主を記入してください。
○過去の年度分を申請する場合は、その申請期間の末日時点の配偶者・世帯主を記入してください。
○世帯主氏名は、被保険者または配偶者以外が世帯主である場合に記入してください。
※ 配偶者については、別居中であっても記入してください。この場合、別居中の配偶者の住所を「⑧特記事項」欄にご記入ください。

B. 申請内容	⑨ 免除等区分	◆ 基本的に記入は不要です。記入がない場合は、以下の免除等区分について1～5の順に全て審査します。審査を希望しない免除等区分がある場合は、該当する数字を「×」で抹消してください。 ※ 「納付猶予」は、30歳未満の期間が対象となり、年金を受け取るために必要な期間に算入されます。「納付猶予」の審査順序を変更する場合は、その旨を「⑮備考」欄に記入してください。				
		1. 全額免除 (保険料全額を免除)	2. 納付猶予 (保険料納付を猶予)	3. 4分の3免除 (保険料1/4納付が必要)	4. 半額免除 (保険料1/2納付が必要)	5. 4分の1免除 (保険料3/4納付が必要)
	⑩ 申請期間	平成 〇〇 年度分		⑪ 税申告の有無 (⑩の年度)	被保険者：1. あり ② なし 3. 不明 配偶者：1. あり 2. なし ③ 不明 世帯主：① あり 2. なし 3. 不明	
	⑫ 前年所得 (⑩の前年)	被保険者：1. なし ② あり(57万円以下) 3. あり(57万円超) ⇒ 16歳以上19歳未満の扶養親族(あり・なし) 配偶者：① なし 2. あり(57万円以下) 3. あり(57万円超) ⇒ 16歳以上19歳未満の扶養親族(あり・なし) 世帯主：1. なし 2. あり(57万円以下) ③ あり(57万円超) ⇒ 16歳以上19歳未満の扶養親族(あり・なし)				
	⑬ 特例認定区分	被保険者：1. 失業 平成 年 月 日 ⇒ 雇用保険加入(あり・なし) 2. 天災等 3. その他() 配偶者：1. 失業 平成 年 月 日 ⇒ 雇用保険加入(あり・なし) 2. 天災等 3. その他() 世帯主：① 失業 平成 〇〇年 〇月 〇日 ⇒ 雇用保険加入(あり・なし) 2. 天災等 3. その他()				
⑭ 継続希望区分	「全額免除」または「納付猶予」が承認された場合は、翌年度以降も同じ免除区分での免除申請を希望します。審査に必要な所得情報の確認について日本年金機構に委託します。				①. する 2. しない	
⑮ 備考	失業後の期間に限り申請 ※ 失業等より前の期間についても免除等を希望する場合は記入しないでください。					

「⑨免除等区分」欄
○審査を希望しない免除等区分がある場合のみ、該当する免除等区分の数字を「×」で抹消してください。

「⑩申請期間」欄
○免除・納付猶予を希望する年度を記入してください。
○免除・納付猶予での年度は、7月から翌6月までです。
(例：平成26年度分)
⇒平成26年7月分～平成27年6月分
※ なお、平成26年度分は、平成26年7月以降に申請することができます。
○過去期間は、申請書が受理された月から2年1カ月前(すでに保険料が納付済の月を除く)まで申請することができます。

記入例	申請期間	審査の対象となる前年所得
平成24年度分	平成24年7月～平成25年6月	平成23年中の所得
平成25年度分	平成25年7月～平成26年6月	平成24年中の所得
平成26年度分	平成26年7月～平成27年6月	平成25年中の所得

「⑬特例認定区分」欄
○失業・倒産・事業の廃止などを理由として申請するときは、該当年月日(離職日の翌日または事業を廃止等した日)を記入のうえ、失業前の雇用保険加入の(あり・なし)に○を記入してください。なお、証明書類(雇用保険受給資格者証または雇用保険被保険者離職票のコピーなど)を添付してください。
○災害(震災、風水害、火災など)を受けたために申請するときは、「2. 天災等」に○を記入してください。
○生活扶助以外の扶助、生活保護に相当する保護(外国籍の方)、特別障害給付金、配偶者の暴力から避難していることを理由として申請するときは、「3. その他」に○を記入したうえで、手続きの詳細についてお近くの年金事務所またはお住まいの市区町村の年金担当窓口へご相談ください。

「⑭継続希望区分」欄
○承認された全額免除または納付猶予を翌年度以降も引き続き希望する場合は、「1. する」に○を記入してください。「○」の記入がない場合は、「2. しない」を選択したものとみなします。
※ 失業など所得要件以外の理由による申請や過去の年度分の申請の場合は継続申請の対象になりません。

「⑮備考」欄
○3枚目(本人控)裏面の注意事項の1.(6)をご参照の上、該当する場合に記入してください。
○申請を希望する年度中の一部の期間(失業、離婚後、世帯分離後など)に限り申請する場合は、その旨を記入してください。
※ なお、一部の期間に限定した申請については、失業等の理由が発生した月の前月分から審査を行います。
○「⑨免除等区分」欄で「2. 納付猶予」の審査順序を変更する場合は、その旨を記入してください。
(例：4分の1免除の次に納付猶予を審査)

「⑪税申告の有無」欄
○「⑩申請期間」に記入した年度の前年所得について、税申告(住民税申告・確定申告等)を行っている場合は「1. あり」、行っていない場合は「2. なし」に○を記入してください。

「⑫前年所得」欄
○前年所得がない方は「1. なし」に、前年所得がある方は「2. あり(57万円以下)」または「3. あり(57万円超)」に○を記入してください。
○なお、「3. あり(57万円超)」に○を記入した場合は、16歳以上19歳未満の扶養親族の(あり・なし)についても○を記入してください。
<収入と所得の違い>
所得=(収入-必要経費)です。
給与収入の場合、「65万円」の必要経費(給与所得控除)があります。

(白紙)

国民年金保険料免除・納付猶予申請書

日本年金機構理事長 あて 平成 年 月 日

以下のとおり免除・納付猶予を申請します。
 また、配偶者及び世帯主の記入に漏れがないこと、前年所得の記入内容に誤りがないことを申し立てします。
 この申請に必要な本人、配偶者及び世帯主に関する情報（所得情報、生活保護受給情報等）の確認について、市区町村（前住所地等を含む）及び日本年金機構に委託します。

〒 -

住所： _____

被保険者氏名： _____ (被保険者本人が自署した場合は押印は不要です)

市区町村	日本年金機構

A. 基本情報	① 基礎年金番号	_____	② 電話番号	1. 自宅 2. 携帯電話 3. 勤務先 4. その他	_____
	③ 被保険者氏名	(フリガナ) _____	④ 被保険者生年月日	5. 昭和 7. 平成	_____年____月____日
	⑤ 配偶者氏名	(フリガナ) _____	⑥ 配偶者生年月日	5. 昭和 7. 平成	_____年____月____日
	⑦ 世帯主氏名	(フリガナ) _____	※ 世帯主氏名は被保険者または配偶者以外が世帯主である場合にご記入ください。		
	⑧ 特記事項	◆ 税申告された住所地（申告年の1月1日時点等）が現住所地と異なる場合は、その住所を記入してください。 ◆ 配偶者と住所が異なる場合は、配偶者の住所を記入してください。 ◆ 申請期間中の世帯状況に変更（結婚・離婚・世帯主変更等）があった場合は、変更事由、対象者氏名および変更年月日等を記入してください。			

B. 申請内容	⑨ 免除等区分	◆ 基本的に記入は不要です。記入がない場合は、以下の免除等区分について1～5の順に全て審査します。審査を希望しない免除等区分がある場合は、該当する数字を「×」で抹消してください。 ※ 「納付猶予」は、30歳未満の期間が対象となり、年金を受け取るために必要な期間に算入されます。「納付猶予」の審査順序を変更する場合は、その旨を「⑮備考」欄に記入してください。				
		1. 全額免除 (保険料全額を免除)	2. 納付猶予 (保険料納付を猶予)	3. 4分の3免除 (保険料1/4納付が必要)	4. 半額免除 (保険料1/2納付が必要)	5. 4分の1免除 (保険料3/4納付が必要)
	⑩ 申請期間	平成 年度分		⑪ 税申告の有無 (⑩の年度)	被保険者：1. あり 2. なし 3. 不明 配偶者：1. あり 2. なし 3. 不明 世帯主：1. あり 2. なし 3. 不明	
	⑫ 前年所得 (⑩の前年)	被保険者：1. なし 2. あり(57万円以下) 3. あり(57万円超) ⇒ 16歳以上19歳未満の扶養親族(あり・なし) 配偶者：1. なし 2. あり(57万円以下) 3. あり(57万円超) ⇒ 16歳以上19歳未満の扶養親族(あり・なし) 世帯主：1. なし 2. あり(57万円以下) 3. あり(57万円超) ⇒ 16歳以上19歳未満の扶養親族(あり・なし)				
	⑬ 特例認定区分	被保険者：1. 失業 平成 年 月 日 ⇒ 雇用保険加入(あり・なし) 2. 天災等 3. その他() 配偶者：1. 失業 平成 年 月 日 ⇒ 雇用保険加入(あり・なし) 2. 天災等 3. その他() 世帯主：1. 失業 平成 年 月 日 ⇒ 雇用保険加入(あり・なし) 2. 天災等 3. その他()				
	⑭ 継続希望区分	「全額免除」または「納付猶予」が承認された場合は、翌年度以降も同じ免除区分での免除申請を希望します。審査に必要な所得情報の確認について日本年金機構に委託します。				1. する 2. しない
⑮ 備考						

※ ⑫欄は「所得の申立書」として取り扱います。必ず記入してください。

申請または承認後の留意事項について、裏面の「6. 留意事項」をご覧ください。

(注 意 事 項)

1. 記入について

- (1) 黒ボールペン等で記入してください。
- (2) **配偶者(別居中の配偶者を含む)および世帯主(被保険者または配偶者以外が世帯主である場合)がいる場合は、その氏名を必ず記入**してください。なお、**過去の年度分の申請については、申請する対象期間の末日時点の配偶者・世帯主を記入**してください。
＜申請対象期間の末日は次のとおりです＞
平成24年度分の申請については、平成25年6月30日時点
平成25年度分の申請については、平成26年6月30日時点
※ 平成26年度分の申請については、平成27年6月30日時点
(平成27年7月1日以降に申請する場合)
- (3) 「⑧特記事項」欄には、次の①～③に該当する場合に、その内容を記入してください。
 - ① 所得の状況を確認する必要がある方が、申請する年度分の直前の1月1日時点の住所と申請時点の住所が違う場合は、その**1月1日時点の住所を必ず記入**してください。
 - ② **配偶者と別居中の場合は、配偶者の住所を必ず記入**してください。
 - ③ **申請する対象期間中に配偶者および世帯主の有無に変更があった場合は、その旨および変更があった年月日を必ず記入**してください。
- (4) 「⑩税申告の有無」欄および「⑫前年所得」欄は、申請する年度に対応する前年所得等の状況について、該当する選択肢に○を記入してください。
なお、前年所得について過小に申し立てたときは、国民年金法等により罰せられる場合があります。
- (5) 特例認定について
 - ① 失業したこと等により申請を行うときは、「⑬特例認定区分」欄の「1. 失業」に○を記入の上、該当年月日と雇用保険加入の有無を記入してください(配偶者または世帯主が失業したこと等により申請を行う場合も、同様に記入してください)。
※ 失業による申請については、事由が発生した前月から事由が発生した年の翌々年の6月までの期間について免除等を申請することができます。ただし、他の事由による申請と同様に翌7月を超える将来期間については翌7月以降に改めて申請が必要です。
 - ② 災害(震災、風水害、火災その他これらに類する災害)を申請者または配偶者の属する世帯が受けたことにより申請を行うときの記入方法等については、市区町村窓口または年金事務所にご相談ください。
- (6) 「⑭備考」欄には、次の①～③に該当する場合に、その内容を記入してください。
 - ① 生活保護法による生活扶助以外の扶助または特定障害者に対する特別障害給付金の支給に関する法律による特別障害給付金を受けていることにより申請を行うときは、その名称および受給開始年月を記入してください。
 - ② 外国籍の方で生活保護に相当する給付を受けていることにより申請を行うときは、「保護受給」と記入してください。
 - ③ 次のいずれかに該当した被保険者が、その該当するに至った日から14日以内に免除等を申請するときは、その事実およびその年月日を記入してください。
 - ア 障害基礎年金、障害厚生年金、障害共済年金または旧国民年金法による障害年金の受給権者でなくなった。
 - イ 生活保護法による生活扶助またはらい予防法の廃止に関する法律による援護を受けなくなった。
 - ウ ハンセン病療養所または国立療養所を退所した。
- (7) 配偶者の暴力から避難していることを理由として申請するときの手続き等については、年金事務所へご相談ください。

2. 添付書類について

- (1) 失業したこと等により申請を行うときで、雇用保険の被保険者であった方は、失業した事実が確認できる雇用保険受給資格者証または雇用保険被保険者離職票等のコピーを添付してください。また、事業の廃止(廃業)または休止の届出を行っている方については次の書類等のコピーを添付してください。(※②から⑤までについては、あわせて失業の状態にあることの申し立てが必要となります)
 - ① 総合支援資金の貸付決定通知書のコピーおよびその申請をした時の添付書類のコピー
 - ② 履歴事項全部証明書または閉鎖事項全部証明書
 - ③ 税務署等への異動届出書、個人事業の開業等届出書または事業廃止届出書のコピー(受付印のあるものに限る。)
 - ④ 保健所への廃止届出書(控)(受付印のあるものに限る。)
 - ⑤ または廃止届証明書
 - ⑥ その他、公的機関が交付する証明書等であって、失業の事実が確認できる書類
- (2) 生活保護法による生活扶助以外の扶助を受けていることを理由に申請するときは、その事実を確認できる公的機関の証明書のコピー、特定障害者に対する特別障害給付金の支給に関する法律による特別障害給付金を受け取っていることを理由に申請するときの証、受給資格者証のコピーを添付してください。
- (3) 年金手帳(氏名の記載ページ)または基礎年金番号通知書のコピー

3. 翌年度以降の全額免除または納付猶予の継続申請について

- (1) 直近の年度分について、所得審査により全額免除または納付猶予の承認を受けた方が、翌年度以降も引き続き全額免除または納付猶予の申請を希望する場合は、この申請書であらかじめその旨を明記することにより、翌年度(7月～)に改めて申請を行わなくても継続して申請があったものとみなされます。
ただし、翌年度(7月～)において、第1号被保険者でなかった場合は、継続申請は無効となります。全額免除または納付猶予を申請する方で継続申請を希望する方は、「⑭継続希望区分」欄の「1. する」に○を記入してください。どちらにも○がない場合は、「2. しない」が選択されたものとみなします。なお、左記1.(5)の①・②、(6)の①から③※、(7)の所得審査によらない事由により承認を受けた場合および審査の結果一部免除となった場合は、継続申請は無効となりますので、翌年度の7月以降に改めて申請が必要となります。
※ (6)の①については、継続して生活扶助に相当する保護を受けていれば、継続申請を希望できる場合があります。
- (2) 翌年度以降における継続申請の審査結果は審査後に通知します。また、承認後、免除等の取消を申請することができます。取消は取消申請をした日の前月以降の期間が対象となります。

4. 一部免除の承認を受けた期間について

4分の3免除、半額免除または4分の1免除が承認された期間は、納付すべき保険料を納付しないと未納期間となり、老齢基礎年金・障害基礎年金等を受けられなくなる場合があります。納め忘れのないようご注意ください。

5. 免除等の承認を受けた期間に係る保険料の追納について

全額免除または納付猶予が承認された期間、4分の3免除、半額免除または4分の1免除が承認された期間(一部保険料が納付済みの場合に限ります)は、10年以内であれば申出により免除された保険料をあとから納めること(追納)ができ、追納した期間は、保険料を全額納付した場合と同じ扱いになります。ただし、老齢基礎年金を受け取っている方は追納することはできません。
また、追納する対象期間の翌年度から起算して、3年度目以降に保険料を追納する場合には、当時の保険料に経過期間に応じた加算額が上乘せられます。
なお、追納保険料は追納が承認された期間のうち先に経過した月(古い月分)から納付することとなります。

6. 留意事項

- (1) **申請後、日本年金機構からおおむね2～3カ月後に審査結果が送付**されます。それまでの間、保険料納付の催告状等が送付される場合がありますので予めご了承ください。
- (2) 申請日後に、申請期間にかかる保険料を納付された場合は、後日お返し(還付)します。申請後に納付を希望される場合は、年金事務所にご連絡ください。
- (3) 申請が却下となった場合は、保険料の納付が必要となります。納付書がない場合は、年金事務所まで再発行しますので、年金事務所までご連絡ください。
- (4) 免除等の承認期間中に学生となった場合は、学生納付特例を申請してください。
- (5) 申請した期間中に学生の期間があった場合は、改めて学生納付特例申請書の提出をお願いすることになります。その場合の学生納付特例の申請については、この申請を受理した日または学生となった日に申請があったものとみなします。
- (6) 口座振替を利用している場合、全額免除または納付猶予が承認された時点で一時停止となります。**承認期間が終了したときに口座振替が再開されます**のでご承知おきください。
- (7) 修正申告等で前年所得が変更となったときは、年金事務所までご連絡ください。

※ 申請後に配偶者・世帯主等に変更があった方へ

この免除等を申請した後に配偶者もしくは世帯主の変更または前年所得の変更があった場合は、以下のいずれに該当するか確認のうえ、必要なご連絡等をお願いします。

- (1) 審査結果(承認・却下通知)が日本年金機構(年金事務所等)から届く前に変更があった場合で、
 - ① 結婚や世帯主変更(父母等と同居を開始など)の場合
⇒連絡は不要です。申請を取上げる時はご連絡ください。
 - ② **離婚や世帯分離(父母等ではなく自分や配偶者が世帯主になったなど)の場合
⇒年金事務所へご連絡ください。**
- (2) 審査結果が届いた後に離婚や世帯分離があった場合で、再審査(却下⇒再審査、一部免除⇒全額免除、納付猶予⇒全額免除等)を希望される場合は、再度申請してください。なお、免除を希望しなくなったときは取消申請をしてください。

※ 第1号被保険者でなくなった場合

免除等の承認後に第2号被保険者(会社員等)や第3号被保険者(会社員等の被扶養配偶者)となった場合または第1号被保険者でなくなった場合、自動的に免除等期間ではなくなります。ただし、承認期間中に再び第1号被保険者となったときは、免除等の期間に戻すことができます。ご希望の場合は年金事務所までご連絡ください。